| 事 業 名 | 【新規】 <br> 地域再エネ導入に向けた調査事業 |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 当 初 予 算 額 |  |  | 内 | 訳 | （単位：千円） |
|  | 国 費 |  |  | そ の 他 | 一 般 財 源 |
| 10， 000 |  |  |  | 10， 000 |  |
| 事 業 期 間 | 令和 4 年度～ |  |  | 総 事 業 費 |  |

【事業目的】
2050年脱炭素社会の実現に向けて本市が先行して脱炭素社会を実現する地域づくりを視野に，国の計画等との整合を図るとともに，今後策定を予定する「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）への反映と，本市の現状等の分析，再生可能エネルギーポテンシャル・温室効果ガス排出量等の各種調査，関連目標の設定，地域のステークホルダーとの連携による将来ビジョンに基づく再生可能エネルギーの導入拡大及び脱炭素社会の実現に向けた具体的施策等を策定します。

【事業概要】
1．基礎情報の収集と現状分析
2．温室効果ガスの排出量の推計
3．地域の将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成
4．再エネ導入目標等の作成
5．必要な施策及び指標の検討
6．合意形成を行うための専門的知見を要する会議等の開催

| 項目 |  | 令和3年度 |  |  |  | 令和4年度 |  |  |  |  |  | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 12 | － | 2 | 3 | 4 | 5 | ， | 7 | 8 | 9 |  |
| $\begin{aligned} & \text { 補 } \\ & \text { 助 } \\ & \text { 事 } \\ & \text { 業 } \end{aligned}$ | 申請書等 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 令和 3 年度 3 次公募申請交付決定 |
|  | 業務実施等 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| $\begin{aligned} & \text { 補 } \\ & \text { 助 } \\ & \text { 対 } \\ & \text { 象 } \\ & \text { の } \\ & \text { 委 } \end{aligned}$対$\begin{aligned} & \text { 委 } \\ & \text { 䚾 } \end{aligned}$$\begin{aligned} & \text { 託 } \\ & \text { 丵 } \end{aligned}$$\begin{gathered} \text { 業 } \\ \text { 務 } \end{gathered}$ | 策定方針検討 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 資料収集等 |
|  | 温室効果ガスの排出実態の整理 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 現況 |
|  | 将来の温室効果ガス排出量推計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 無策，対策ケース |
|  | 将来ビジョン・脱炭素シナリオ作成 |  |  |  |  |  |  |  | － |  |  | ポテンシャル，ビジョン |
|  | 再エネ導入目標を作成 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 目標値 |
|  | 必要な施策及び指標の検討 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 取り組み，ロードマップ |
|  | 事業報告書の作成 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 合意形成を行うための専門的知見 を要する会議等の開催 |  |  |  |  |  | $\bullet$ |  | － |  | － |  |
|  | 打合せ協議 |  |  |  |  |  | 0 |  | 0 |  | $\bigcirc$ |  |


| 科 | 4 款 | 1 項 | 2 目 | 目名称 | 環境衛 |  | 環境課 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\begin{gathered} \text { 事 } \\ \text { 業 } \\ \text { 計 } \\ \text { 画 } \end{gathered}$ | 前年度まで |  |  |  | 年 | 度 | 来 年 度 以 降 |
|  |  | － |  | $\begin{gathered} \text { ゼロ } \\ \text { 向 } \end{gathered}$ | $\begin{aligned} & \text { ーボン } \\ & \text { ナた構想 } \end{aligned}$ | 会実現に策定 | 地球温暖化対策実行計画 （区域施策編）作成 |




【事業目的】
乳幼児や高齢者がかかる病気で最も多いのが感染症です。予防接種法に基づき予防接種 を行うことで，伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防します。

【事業概要】
予防接種の意義や接種間隔等を個人通知等で対象者に周知し実施します。

- 定期予防接種A類疾病は無料，B類疾病は接種費用の一部を助成
- 小児インフルエンザ予防接種の一部助成を実施
- 令和元年度より成人男性を対象に風しんの定期接種を実施
- 令和 2 年 10 月よりロタウイルス予防接種が定期接種化
- 令和 4 年4月より子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨の再開


| 事 業 名 | 【継続】 <br> 救急医療対策在宅当番医制事業 |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 当初予算 額 |  |  | 源 内 | 訳 | （単位：千円） |
|  | 国 費 | 県 費 | 地 方 債 | そ の 他 | 一 般 財 源 |
| 5，225 |  |  |  | 5，225 |  |
| 事 業 期 間 | 昭和 60 年度～ |  |  | 総 事 業 費 |  |

【事業目的】
市民の安心確保と健康保持を図るため，島原市医師会の協力を得て，日曜，祝日，年末年始における初期救急患者の医療について，医療機関の輪番制により外来診療を行います。

【事業概要】
各医療機関の当番日の調整及び実施を一般社団法人島原市医師会に委託し，運営に かかる経費の一部を助成します。
（1実施医療機関につき，1日あたり34，600円）


| 科 | 4 款 | 1 項 | 4 目 | 目名称 | 健 | 対策 |  | 福祉課 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\begin{array}{\|c\|} \hline \\ \text { 事 } \\ \text { 業 } \\ \text { 計 } \\ \text { 画 } \end{array}$ | 前年度まで |  |  |  |  | 年 | 度 | 来 年 度 以 降 |
|  | 上記事業概要と同じ |  |  | 上記事業概要と同じ |  |  |  | 引き続き実施予定 |


| 事 業 名 | 【継続】 <br> 小児の休日診療事業 |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 当初予算 額 | 財 |  | 源 内 | 訳 | （単位：千円） |
|  | 国 費 | 県 費 | 地 方 債 | そ の 他 | 一 般 財 源 |
| 22， 929 |  |  |  | 22，929 |  |
| 事 業 期 間 | 平成 23 年度～ |  |  | 総 事 業 費 |  |

【事業目的】
長崎大学から小児科専門医の派遣を受けて島原病院内で「小児の休日診療事業 （土曜日午後 6 時～日曜日午後 5 時）」を行うことで，島原半島地域における小児医療の充実を図るとともに，小児医療機関の減少や高齢化が進み疲弊が懸念される地元小児科医の負担を軽減します。

【事業概要】
《事業主体》 島原市，雲仙市，南島原市，島原市医師会，南高医師会が共同で実施 （運営は島原市医師会に委託）

平成 23 年度～27年度 長崎県地域医療再生基金を活用（県補助 $10 / 10$ ） －平成 27 年度で基金事業終了。他の補助事業活用を模索するも，該当制度なし。

平成28年度～一般財源で対応
－半島三市で過去 3 年間の受診者割合に応じて負担し，他の二市から負担金を受け入れます。


## 休日診療を実施

- 土曜日午後 6 時～日曜日午後 5 時
- 乳幼児及び中学 3 年生までの児童生徒（※内科疾患のみ）

- 島原半島地域における小児医療の充実
- 地元小児科医の負担の軽減


| 事 業 名 | 【継続•人口減少対策】 <br> 長崎県病院企業団運営事業 |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 当初予算額 |  |  | 源 内 | 訳 | （単位：千円） |
|  | 国 費 | 県 費 | 地 方 債 | そ の 他 | 一 般 財 源 |
| 72， 309 |  |  |  |  | 72， 309 |
| 事 業 期 間 | 平成21年度～ |  |  | 総 事 業 費 |  |

【事業目的】
長崎県病院企業団は，地域の継続的かつ安定的な医療確保のため，長崎県と関係 5 市1町が地方公営企業法を全部適用した一部事務組合（企業団）として平成21年 4月1日に設立，平成27年4月1日から壱岐市が新たに加入し，各地域における基幹病院等の運営を行っています。

企業団による効率的な運営により，医師の確保をはじめ各地域の医療機能の維持•充実と経営基盤の強化を図ります。

【事業概要】
長崎県島原病院の運営にかかる経費を長崎県と島原半島三市で，長崎県病院企業団本部の運営経費を長崎県と構成市町で負担します。
負担割合は，長崎県病院企業団構成団体負担要綱に基づき算出されます。
（県 $1 / 2$ ，半島三市 $1 / 2$ ）



| 事 業 名 | 【継続•人口減少対策】 <br> 病院群輪番制病院運営事業費負担金 |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 当初予算 額 |  |  | 源 内 | 訳 | （単位：千円） |
|  | 国 費 | 県 費 | 地 方 債 | その他 | 一 般 財 源 |
| 5，898 |  |  |  |  | 5，898 |
| 事 業 期 間 | 昭和 53 年度～ |  |  | 総 事 業 費 |  |

【事業目的】
休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療について，島原半島内の病院群が共同連帯して，輪番制方式により初期救急医療施設から
の転送患者や救急搬送患者の受け入れを行い，市民の安心確保と健康保持を
図ります。
【事業概要】
－実施医療機関は 6 機関
$\begin{array}{ll}\text { 東ブロック（島原病院，柴田長庚堂病院，泉川病院）} \\ \text { 西ブロック } & \text {（愛野記念病院，公立小浜温泉病院，哲翁病院）}\end{array}$
－島原病院を除く5医療機関の輪番制運営にかかる経費の一部について，医療機関の当番日数に応じて三市で補助します。

```
※ 補助単価: 7 1, 040円 
※ 三市の負担割合 : 均等割 30%, 人口割 70%
```

－三市は 2 年ずつ輪番で事務局を受け持ち，事務局となった市が他の二市から負担金を受け入れ，医療機関へ補助金として支出します。
令和 4 年度， 5 年度は雲仙市が事務局となります。



|  |  |  |  |  | 目名称 | 健 | 隶対策 |  | 福祉課 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  |  | 今 | 年 | 度 | 来 年 度 以 降 |
| $\begin{array}{\|l\|l} \text { 事 } \\ \text { 業 } \\ \text { 計 } \\ \text { 画 } \end{array}$ |  | 上記事業概要と同じ |  |  | 上記事業概要と同じ |  |  |  | 引き続き実施予定 |


| 事 業 名 | 【継続】 <br> 歯科休日診療当番医制補助金 |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 当初予算 額 | 財 源 内 訳 |  |  |  | （単位：千円） |
|  | 国 費 | 県 費 | 地 方 債 | その 他 | 一 般 財 源 |
| 295 |  |  |  |  | 295 |
| 事 業 期 間 | 平成22年度～ |  |  | 総 事 業 費 |  |

【事業目的】
日曜，祝日，年末年始における急な口腔疾患や傷病に対し，安心して適切な医療を受けられるよう，島原南高歯科医師会が実施している輪番制による休日診療制度に ついて，運営に必要な経費の一部を補助します。

【事業概要】
《事業主体》 島原市（雲仙市，南島原市でも実施）
－島原半島内の 2 か所の診療所が輪番制で休日診療を実施し，運営にかかる経費の一部を，島原市内の診療所の当番日数に応じて補助します。
（補助単価：1実施診療所につき，1日あたり5千円）
（当番診療所が雲仙市，南島原市の場合は，島原市と同一内容で各市が補助）



| 事 業 名 年 島原地域小児医療研究室寄附金 |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 当 初 予算 額 |  |  | 源 内 | 訳 | （単位：千円） |
|  | 国 費 | 県 費 | 地 方 債 | その他 | 一 般 財 源 |
| 5，760 |  |  |  | 5，760 |  |
| 事 業 期 間 | 平成26年度～ |  |  | 総 事 業 費 |  |

【事業目的】
長崎県及び島原半島三市の寄附により，平成26年4月に長崎大学が島原病院 を研究拠点として「島原地域小児医療研究室」を開設し，研究に従事する 2 人 の小児科専門医が島原病院の小児科診療に従事することにより小児科が再開され ました。

引き続き寄附を行い，安定した小児医療提供体制の確保を図ります。
また，小児医療の研究•教育活動が行われることにより，小児医療の向上が図られます。
【事業概要】
長崎大学から 2 人の小児科医師を島原病院に配置し，島原地域の小児医療の研究•教育活動を行うとともに，島原病院の小児科での診療を行います。


| 科 | 4 款 | 1 項 | 4 目 | 目名称 | 健康対策 |  | 福祉課 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 前年度まで |  |  |  | 今 年 | 度 | 来 年 度 以降 |
|  | 上記事業概要と同じ |  |  | 上記事業概要と同じ |  |  | 引き続き実施予定 |


| 事 業 名 | 【継続】 <br> 健康増進事業 |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 当初予算 額 |  | 財 | 源 内 | 訳 | （単位：千円） |
|  | 国 費 | 県 費 | 地 方 債 | そ の 他 | 一 般 財 源 |
| 12， 207 |  | 548 |  | 2， 380 | 9，279 |
| 事 業 期 間 | 平成20年度～ |  |  | 総 事 業 費 |  |

【事業目的】
市民の健康増進を目指して，健康づくりの講座や健康相談を実施するとともに，健康づく
りを推進する団体の㕕成支援を行います。
また，関係団体等との連携により地域ぐるみで市民の健康づくりを推進します。
【事業概要】


■健康に関する知識の普及
健康教室
運動教室
栄養教室


心身の健康に関する相談，病気の予防

## 健康相談

保健師，栄養士による健康相談
（血圧測定•尿検査•健診結果説明など）
骨粗鬆症予防栄養相談
栄養士による食事指導
成人歯科相談
歯科衛生士によるお口の健康相談


| 事 業 名 | 【継続】 <br> 人間ドック・脳ドック事業 |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 当初 予 算 額 |  |  | 源 内 | 訳 | （単位：千円） |
|  | 国 費 | 県 費 | 地 方 債 | その 他 | 一 般 財 源 |
| 17， 066 |  |  |  | 11，449 | 5，617 |
| 事 業 期 間 | 平成11年度～ |  |  | 総 事 業 費 |  |
| 【事業目的】人間ドック及習慣病を始め | 脳ドック る病気や | 実施す早期発 | により, <br> 期治療に | 状態のチェ げます。 | を行い，生活 |

【事業概要】
《対象者》 40歳以上の住民

> 人間ドック

## 市内人間ドック＜市内指定10医療機関で受診＞

【実施時期】6月～3月【自己負担金】あり

## $\diamond$ 半日コース【定員】40人

健診項目（問診，身長•体重•腹囲•視力•聴力•血圧測定，内科的診察，血液検査，便潜血検査，尿検査，胸部エックス線検査，心電図，骨粗鬆症検査，結果生活指導，医師の判断による選択検査として肝炎ウイルス関連検査，腫瘍マーカー検査）

## 『1日コース【定員】170人

健診項目（半日コース＋腹部超音波検査，
胃部エックス線検査または胃内視鏡検査）
－市外人間ドック＜市外指定3医療機関で受診〉【募集時期】5月【定員】268人【自己負担金】あり

## 日帰りコース

$\diamond 1$ 泊2日コース
※各医療機関で健診項目・オプション・自己負担額が異なります


生活習慣病を始めとする病気や異常を早期発見し，健康をチェックすることで，生活の改善に努めます

脳ドック

## －市内指定3医療機関

【募集時期】5月
【定員】 250 人
【自己負担金】あり

## －標準検査項目

- 診察•身体測定•血圧•脈拍
- 脳MRI•MRA検査及び

頸部MRA検査

- 循環器系検査（心電図）
- 腎機能検査（検尿）
- 血液検査
※医療機関によってはオプションあり


脳卒中は，死因や寝たきりの原因 の上位を占め，認知症の原因とも なつているため脳ドッグ受診に より脳疾患の予防に努めます




4．子育てにやさしいまちづくり

| 事 業 名 | 【繙続】 <br> 歯科保健事業 |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 当初予算額 |  |  | 源 内 | 訳 | （單位： 7 ¢） |
|  | 国 費 | 県 費 |  | その他 | 一般財 源 |
| 2，673 |  |  |  |  | 2，673 |
| 事 業 期 間 | 平成18年度～ |  |  | 総 事 業 費 |  |
| 【事業目的】 <br> 生涯を通して，各歯科健康診查，歯科相談，フッ素塗布事業等を実施し，歯•口腔の健康づくり，む し歯•歯周病予防対策を推進します。 <br> 【事業概要】 |  |  |  |  |  |
| －乳幼䝨期 ${ }^{\text {a }}$ |  |  |  |  |  |
| 【乳幼児歯科健診（母子健康診査に併設）】〈健診名〉 <br> 1歳6力月児健診，3歳見健診 <br> 〈内容〉 <br> 歯科医師による診察，指導，健康教育，歯科衛生士によるブラッシング指導 |  |  | 【フッ化物洗口推淮事業】 <br> 〈対象者〉 <br> 保㕕所•認定こども園に通う年中児及び年長児〈内容〉 <br> 各保育所•認定こども園で園歯科医師の <br> 指導のもと実施 |  |  |

## 【フッ素涂布事業（島原南高歯科医師会へ委託）】※R3～実施〈対象者〉

満1歳～満3歳児〈内容〉
歯科医院でのフッ素塗布（助成券4回分を交付，自己負担500円／回）


## －成人期 ${ }^{\circ}$

【妊産婦歯科健診（島原南高歯科医師会へ委託）】※R3～実施

〈対象者〉
妊婦及び産婦（助成券各1回分を交付，自己負担500円／回）

〈内容〉
歯科医院での歯科健診

## 【成人歯科相談】

歯科衛生士による，歯と口腔内の個別相談

〈令和元年度

|  | 年齢別むし歯の有病率〉 |  |
| :--- | :---: | :---: |
|  | 1 歳6力月児 | 3歳児健診 |
| 島原市 | $0.62 \%$ | $18.31 \%$ |
| 長崎県平均 | $1.33 \%$ | $18.21 \%$ |
| 国の平均 | $1.00 \%$ | $11.90 \%$ |

〈6024運動•8020運動達成者率〉

|  | 6024 運動 | 8020 運動 |
| :--- | :---: | :---: |
| 島原市 | $46.0 \%$ | $34.1 \%$ |
| 長崎県平均 | $56.3 \%$ | $30.2 \%$ |

（「健康しまばら21（第2次）中間評価」より）

| 科 | 目 | 4 款 | 1 項 |  | 目名称 | 健 | 対策 |  | 保険健康課（保健セン |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\begin{aligned} & \text { 業 } \\ & \text { 計 } \\ & \text { 画 } \end{aligned}$ | 前年度まで |  |  |  |  | 今 | 年 | 度 | 来 年 度 以 降 |
|  | （新）妊産婦歯科健診事業 （変更）フッ素塗布事業 <br> 1歳児親子歯科健診， 5 歳児（歯科）健診を終了 |  |  |  | 上記事業概要と同じ |  |  |  | 引き続き実施予定 |

4．子育てにやさしいまちづくり

| 当初予算書 |
| :---: |
| 171 P |






## 抽選 <br> －S Q 商品の贈呈

- ポイントカードの提出（ $~(1$ 人につき 1 回限り）
- 50 ポイント以上が貯まったら，カードを提出する
- カードの提出者に参加賞を進呈

- 応募者の中から，抽選でS Q 商品を贈呈
- 市長賞‥3人－1 等‥3人 • 2 等…90人
（ 10,000 円相当）（ 5,000 円相当）（ 3,000 円相当）


| 事 業 名 | 【継続•人口減少対策】 <br> 特定不妊治療費助成事業 |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 当初予算額 |  |  | 源 内 |  | （単位：千円） |
|  | 国 費 | 県 費 | 地 方 債 | その他 | 般 財 源 |
| 3，908 |  |  |  | 3，90 |  |
| 事 業 期 間 | 平成27年度～ |  |  | 総 事 業 費 |  |
| 【事業目的】 <br> 不妊治療を受ける者の経済的負担の軽減を図ることで，子どもを望む夫婦の不妊治療を支援 します。 <br> 【事業概要】 |  |  |  |  |  |
| 妊娠女性の高齢化による妊娠率の低下，不妊治療経験者の増加 ＜自然に妊娠する確率（1周期あたり）＞ <br> 25 歳～30歳： $25 \sim 30 \% \quad 35$ 歳： $18 \% \quad 40$ 歳： $5 \% ~ 45$ 歳： $1 \%$ <br> 30歳から徐々に低下し始め，37歳頃から急激に妊娠率が低下。（女性の平均初婚年齢：29．1歳） ＜不妊治療経験率＞ <br> 平成 22 年 $16.4 \% \rightarrow$ 平成 27 年 $18.2 \%$ |  |  |  |  |  |

## 不妊治療開始

（体外受精•顕微授精）

【対象年齢】 4 3 歳未満（初めて助成を受ける際の妻の治療開始時の年齢）
【対象条件】法律上の婚姻をしている夫婦で，（1）～⑤の要件をすべて満たす人
（1）夫または妻のどちらかが市内に住所を有し，かつ在住している人
（2）長崎県が実施する特定不妊治療費助成金の交付を受けている人
（3）前年の夫婦の所得の合計が 730 万円未満の人
（4）市税等を完納している人
⑤他の市町村で実施している同様な事業の助成を受けていない人
【助成回数】 4 0 歳未満…43歳になるまでに通算6回まで
40 歳以上 43 歳未満‥43歳になるまでに通算 3 回まで


【助成金交付】
特定不妊治療費から県助成金を差し引いた額で，1回あたり10万円を上限



4．子充てにやさしいまちづくり

| 当初予算書 |
| :---: |
| 173 P |

173P

| 事 業 | 【継続•人口減少対策】産後ケア事業 |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 当 初 予 算 額 |  |  |  |  | （単位：千円） |
|  | 費 | 県 費 | 地 方 | その 他 | 般 財 |
| 4，582 | 2， 291 |  |  |  | 1 |
| 事 業 期 間 | 平成30年度～ |  |  | 事 業 |  |
| 【事業目的】 <br> 退院後の母子に対して，心身のケアや育児サポート等を行い，母体の体力の回復及び母体ケ ア並びに乳児ケアを実施するとともに，今後の育児に資する指導等を実施します。 <br> 【事業概要】 <br> 〈対象者〉•産後4か月未満の母子 <br> - 産後に心身の不調又は育児不安等がある者 <br> - その他特に支援が必要と認められる者 <br> 〈実施方法〉 産婦人科医院，助産師会等に委託して実施 <br> - 宿泊型：宿泊により，産婦人科医院等でケアを行う。 <br> - デイサービス型：日中，産婦人科医院等でケアを行う。 <br> - アウトリーチ（訪問）型：助産師等が自宅を訪問してケアを行う。 <br> 〈自己負担金〉 約 2 割 <br> 〈ケアの内容〉 <br> （1）母親の身体的ケア及び保健指導，栄養指導 <br> （2）母親の心理的ケア <br> （3）適切な授乳が実施できるためのケア（乳房ケアを含む） <br> （4）育児の手技についての具体的な指導及び相談 <br> （5）生活の相談，支援 |  |  |  |  |  |





| 事 業 名 ${ }^{\text {年 }}$ 骨髄等移植ドナー支援助成事業 |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 当 初 予 算 額 |  | 財 | 源 内 | 訳 | （単位：千円） |
|  | 国 費 | 県 費 | 地 方 債 | その 他 | 一 般 財 源 |
| 140 |  | 70 |  |  | 70 |
| 事 業 期 間 | 令和 4 年度～ |  |  | 総 事 業 費 |  |

【事業目的】
ドナーには，働き盛りの世代が多く，仕事の都合等で提供に至らないケースが多いことか ら，有給休暇制度のない企業や団体に勤務しているドナー登録者に対し，骨髄等提供のため通院•入院する場合の経済的負担の軽減を図ることで骨髄等の適切な提供を推進します。

## 【事業概要】

1）助成内容
（1）対象者

- 骨髄等を提供した日において市内に住所を有する者
- 公益財団法人日本骨髄バンクにドナー登録を行い，骨髄バンクから骨髄等の提供が完了したことを証明する書類の交付を受けた者
－骨髄等提供のための有給休暇制度のある企業，団体に属していない者
（2）助成の額
- 骨髄等の提供のための通院又は入院等に要した日数 $\times 2$ 万円
- 1回の提供につき14万円を限度
（1）健康診断のための通院
（2）自己血保存の採血のための通院
（3）骨髄等の採取のための入院
（4）その他骨髄等の提供に際して，骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院，入院等

2 ）周知方法

- 医療機関にポスター等掲示
- 広報，ホームページ，ケーブルテレビ，FMラジオ等での周知


骨髄ドナーの休業等による経済的負担の軽減を図るため，通院や入院などに要した日数に対して助成


| 事 業 名 | 【新規】 <br> 4 万人のごみ減量プロジェクト推進事業 |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 当 初 予 算 額 |  |  | 源 内 | 訳 | （単位：千円） |
|  | 国 費 | 県 費 | 地 方 債 | その他 | 一 般 財 源 |
| 2，697 |  |  |  | 2， 697 |  |
| 事 業 期 間 | 令和 4 年度～ |  |  | 総 事 業 費 |  |

【事業目的】
1 人1日当たりのごみ焼却量 850 g を目標として， 4 万人のごみ減量プロジェ クトを推進し，可燃ごみの減量を目指します。
【事業概要】
1 人一日当たりのごみ排出量推移


令和 3 年度の取組み（水切り隊によ る周知，協力団体の登録他）


## Oゴミ袋の名称・デザイン変更事業（新）

－「燃やせるゴミ袋」から「燃やすしかできないゴミ袋（仮）」へ名称・デザインを変更 し，市民総参加のごみ減量の気運醸成を図ります。

○小中学校デザインコンペによるごみステーション分別札の作成事業（新）
－親と子によるごみステーション分別札のデザイン考案を通じて，若い世代のごみ減量化のきっかけづくりを行うとともに，ステーションのイメージ向上につなげます。

## ○収集車•公用車へのごみ減量バロメータ一設置事業（新）

－収集車•公用車にごみ減量状況を知らせるマグネットシ—トを貼ることにより， ごみの減量状況を見える化し，ごみ減量の気運醸成を図ります。

## ○「今日は丸ー日ゴミデー（仮）」開催事業（新）

－4万人のごみ減量プロジェクト協力団体と連携し，ごみの減量化を考えるイベント を開催します。


| 事 業 名 | 【継続】 <br> 一般廃棄物収集運搬業務委託 |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 当 初 予 算 額 |  |  | 源 内 | 訳 | （単位：千円） |
|  | 国 費 | 県 費 | 地 方 債 | その他 | 一 般 財 源 |
| 134， 655 |  |  |  |  | 134， 655 |
| 事 業 期 間 | 令和元年度～ |  |  | 総 事 業 費 |  |

【事業目的】
島原市行政改革大綱に基づき，市が直営で実施している一般廃棄物収集運搬業務を民間委託します。

4 年目として市内全域の家庭系一般廃棄物（可燃•資源•不燃）収集運搬業務を委託します。

## 【事業概要】

1．実施計画
○実施時期：令和元年度から段階的に民間委託化
○実施地区：初年度は有明地区， 2 年目は三会•安中地区まで拡大， 3 年目に市内全域 の可燃ごみの民間委託を実施。 4 年目は資源•不燃ごみの民間委託を実施。

## ※可燃ごみについて，渋滞緩和のため一部国道で夜間収集を実施します。（県内で島原市のみ）

2．委 託 料：134，655千円
（内訳）可燃ごみ収集委託料 70，800千円
資源•不燃ごみ収集委託料 63，855千円
3．民間委託スケジュール

※市内の可燃•資源•不燃ごみの収集運搬業務を委託した場合の経費削減額
H30年度決算とR4年度予算を比較して，おおよそ 35,000 千円程度の削減を見込みます。



